

# 藤沢市新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金交付要綱

制定 令和3年2月22日

(趣旨)

第1条 この要綱は、認可保育施設等が行った新型コロナウイルス感染症対策に要する経費を対象に、予算の範囲内において市が補助することについて、藤沢市補助金交付規則（昭和35年藤沢市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 認可保育施設

藤沢市内に所在する次のアからウに掲げる施設及び事業所をいう。

ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項の規定に基づく認可を受けた同法第39条第1項に規定する保育所

イ 児童福祉法第34条の15第2項の規定に基づく認可を受けた同法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業を行う事業所

ウ 児童福祉法第34条の15第2項の規定に基づく認可を受けた同法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を行う事業所

(2) 一時預かり事業

児童福祉法第6条の3第7項に規定する一時預かり事業のうち、一時預かり事業実施要綱（「一時預かり事業の実施について（平成27年7月17日付け、27文科初第238号・雇児発0717第11号）」の別紙）4（1）に規定する「一般型」の事業をいう。

(3) 病児保育事業

児童福祉法第6条の3第13項に規定する病児保育事業をいう。

(4) 延長保育事業

子ども・子育て支援法第59条第2号に規定する時間外保育に係る事業をいう。

(5) 特別保育実施事業所

藤沢市内に所在する次のアからウに掲げる施設及び事業所をいう。

ア 一時預かり事業を行う事業所のうち、児童福祉法第34条の12第1項の規定に基づく届出を行った事業所

イ 病児保育事業を行う事業所のうち、児童福祉法第34条の18第1項の規定に基づく届出を行った事業所

## ウ 延長保育事業を行う認可保育施設

### (補助対象者)

第3条 補助の対象となる者は、認可保育施設及び特別保育実施事業所（以下「対象施設等」という。）を運営する法人又は個人とする。

### (補助対象事業)

第4条 補助対象となる事業は、次の各号に掲げる事業とする。

- (1) 保育環境改善等事業実施要綱（「認可保育所等設置支援事業の実施について（平成29年3月31日付け、雇児発0331第30号）」の別添）に定める事業のうち、新型コロナウイルス感染症対策として認可保育施設が行う事業
- (2) 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（児童福祉施設等分）実施要綱（「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（児童福祉施設等分）の実施について（令和2年6月19日付け、子発0619第1号）」の別紙）に定める事業のうち、認可保育施設及び特別保育実施事業所が行う事業
- (3) その他前各号に掲げる事業と同趣旨の事業として、国又は神奈川県が実施する事業のうち、認可保育施設及び特別保育実施事業所が行う事業

### (補助対象経費)

第5条 補助金の対象となる経費は、前条各号に掲げる事業の実施にあたり対象施設等が負担する経費のうち、市長が別に定める経費とする。

- 2 補助対象経費のうち、前条各号に規定する事業を除き、国及び神奈川県における同様の制度に該当し、その補助を受けた場合又は受ける予定である場合には、その部分を除いた経費を補助するものとする。

### (補助金の額)

第6条 補助金の交付額は、第4条各号に掲げる事業に係る国又は神奈川県各要綱に規定する補助基準額及び算出方法を基本とし、市長が別に定める額とする。

### (交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、藤沢市新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金交付申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に、次の各号に掲げる書類を添えて、別に定める期日までに市長へ提出しなければならない。

- (1) 実施事業に係る計画書
- (2) 実施事業の収支に係る書類

- (3) 補助対象経費に係る品目等の摘要，単価及び個数等がわかる書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項第1号及び第2号に掲げる書類の様式は，市長が別に定める。

(交付決定)

第8条 市長は，前条第1項の規定による申請を受けたときは，補助金交付の可否を審査し，適当と認めるものについては第6条の規定による補助金額を決定し，また不適当と認めるものについては補助金の不交付を決定したうえで，藤沢市新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金交付等決定通知書（第2号様式）により申請者へ通知するものとする。

(届出義務)

第9条 この補助事業において，規則第5条第1項に規定する事業着手届の提出は省略することとし，同項に規定する事業完了届は，第11条に規定する事業実績の報告とあわせて行うものとする。

(事業計画の変更)

第10条 第8条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は，当該事業の計画に変更が生じたとき，又は変更しようとするときは，藤沢市新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金事業計画変更承認申請書（第3号様式）に，次の各号に掲げる書類を添えて，速やかに市長へ申請しなければならない。ただし，次の各号に掲げる書類のうち，当該事業の計画の変更に影響がない場合には省略することができる。

- (1) 実施事業の変更に係る計画書
- (2) 実施事業の変更後の収支に係る書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前項第1号及び第2号に掲げる書類の様式は，市長が別に定める。

3 市長は，第1項の規定による事業計画変更承認の申請があったときは，当該変更承認の可否を審査し，その結果を藤沢市新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金事業計画変更承認通知書（第4号様式）により，当該変更承認の申請者に通知するものとする。

(事業実績の報告)

第11条 交付決定者は，事業の完了後，藤沢市新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金事業完了届兼実績報告書（第5号様式）に，次の各号に掲げる書類を添えて，市長へ届け出なければならない。

- (1) 収支決算書

- (2) 補助対象経費の支払いを証する書類
  - (3) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項第1号に掲げる書類の様式は、市長が別に定める。
- 3 交付決定者が第7条第1項の申請時点で第4条各号に掲げる事業を完了している場合には、規則第8条第1項に規定する事業実績報告書の提出は、第7条第1項の申請書および添付書類の提出をもって替え、第9条に規定する事業完了届及び事業実績の報告があったものとみなす。なお、この場合の提出書類の取扱いは、次の各号のとおりとする。
- (1) 第7条第1項第2号に規定する書類は、第1項第1号に規定する収支決算書とみなす。
  - (2) 第7条第1項各号に規定する書類のほか、第1項第2号に規定する書類を添えて提出しなければならない。この場合において、当該書類に補助対象経費に係る品目等の摘要、単価及び個数等の記載がある場合は、第7条第1項第3号に規定する書類を兼ねることができるものとする。

#### (補助金の交付時期)

第12条 市長は、前条の規定による事業実績の報告の確認を行った後、交付決定者からの請求に基づき、補助金を交付する。

#### (消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額に係る取扱い)

- 第13条 申請者は、第7条第1項に規定する申請時において、補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額(以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して交付申請するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を申請書に添えて提出しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。
- 2 交付決定者は、第11条第1項に規定する事業実績報告までに、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して、第10条第1項に規定する事業計画の変更を申請しなければならない。
- 3 交付決定者は、第11条第1項又は第3項に規定する事業実績の報告後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、藤沢市新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金に係る消費税等仕入控除税額報告書(第6号様式)により、速やかに市長に報告しなければならない。この場合において、交付決定者が全国的に事業を展開する組織の支部、一支社

又は一支所であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部、本社又は本所（以下「本部等」という。）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部等の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行わなければならない。

4 市長は、前項の報告があった場合には、消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（書類の整備保管）

第14条 補助金の交付を受けた者は、当該補助金に係る事業の収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出に係る証拠書類を整備し、当該事業の完了後5年間保管しておかななければならない。

（補助金の返還）

第15条 市長は、交付決定者若しくは補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 規則第4条第2項に規定する指示又は条件に違反したとき。
- (2) 事業の施行方法が不相当であると認められるとき。
- (3) 第9条に規定する届出を行わなかったとき。
- (4) 事業の施行について不正な行為が認められるとき。

（調査）

第16条 市長は、補助金の交付に関して必要があると認めるときは、交付決定者若しくは補助金の交付を受けた者に対して報告を求め、又は自ら調査することができる。

（補則）

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は市長が別に定める。

附 則（令和3年2月22日制定）

（施行期日）

1 この要綱は、公表の日から施行し、令和2年1月16日に遡って適用する。

（検討）

2 市長は、令和6年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。